

事務連絡  
平成19年4月10日

各省庁等担当課 御中

内閣府国民生活局  
消費者企画課

国民生活審議会第7回消費者政策部会  
(消費者基本計画の検証・評価・監視の審議について)の開催について

平素、消費者行政に関しましては一方ならぬお世話になっております。

先般来よりお伝えしているとおり、消費者基本計画の検証・評価・監視に関して、国民生活審議会第7回消費者政策部会を下記のとおり開催したいと考えております。

今回の部会では、各省庁等からご提出いただいた消費者基本計画の検証・評価・監視につきまして、各省庁等からご説明いただいた後、各委員からの質疑応答等を実施させていただきたいと考えております(別添1参照)。

各省庁等の皆様方におかれましては、ご多忙の折とは存じますが、御出席いただきますようお願いいたします(御出席される場合には、別添2の説明者等登録を御提出ください。)

記

(1)日時

平成19年4月27日(金) 10:00～15:00(途中12:00～13:00休憩)

(2)場所

中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室(11階1113号室)

(3)議題

消費者基本計画の検証・評価・監視の担当省庁ヒアリング

内閣府国民生活局消費者企画課

担当:齊藤、関根

電話:3581-9095

FAX:3581-9935

Eメール: hisaaki.saito@cao.go.jp

yoshinori.sekine@mfs.cao.go.jp

## &lt;説明者について&gt;

- \* 1 原則的には、課長・室長クラス(企画官含む)でお願いいたします。なお、課長の代理として補佐級の対応も可とさせていただきます。
- \* 2 担当省庁が複数に跨る場合には、事前に担当省庁間で協議して説明者を決めてください(施策 24 については、平成18年度に教材を作成した、内閣府、金融庁、総務省、法務省、環境省、国民生活センターからそれぞれご説明下さい。)
- \* 3 説明者の登録は、別添2の様式により、4月24日(火)の12時までにご提出ください(説明する省庁が複数になる場合には、その説明順も当方にご連絡ください。)

## &lt;担当省庁における説明の手順等について&gt;

- \* 1 該当する重点事項の審議に入る遅くとも5分前に会議室に入室し、「待機席」と記載された席に着席してください。
- \* 2 担当省庁名を呼ばれましたら、メインテーブルにつき、机上に「担当省庁」と書かれたネームプレートの席に着席し、1施策2分程度説明を行ってください。
- \* 3 審議は重点事項毎(例えば、「リコール制度の強化・拡充」毎)に行います。施策番号毎ではありません。
- \* 4 各省庁の説明が終了しましたら、審議(委員からのヒアリング)に入ります。
- \* 5 該当する重点事項の審議が終了しましたら、そのまま退席していただいて結構です。

リコール制度の強化・拡充 [ 3 施策 ]・・・10:00~10:30

施策番号	説明省庁
	内閣府説明
	国土交通省説明
	経済産業省説明

施策番号については、参考資料をご参照ください(以下、同)

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進  
[ 3 施策 ]・・・10:30~10:45

施策番号	説明省庁
~	農林水産省説明

消費者団体訴訟制度の導入 [ 2 施策 ]・・・10:45~11:00

施策番号	説明省庁
22	内閣府説明
23	経済産業省説明

分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり [ 1 2 施策 ]  
・・・11:00~12:00

(前半 11:00~11:30) 前半終了後、説明省庁退席

施策番号	説明省庁
------	------

	公正取引委員会説明
	経済産業省説明
	同
	総務省説明
21	同

(注) の施策の後に の施策がくることに注意

(後半 11:30 ~ 12:00)

施策番号	説明省庁
	金融庁、経済産業省説明
	金融庁説明
	経済産業省、農林水産省説明
	金融庁、法務省説明
	経済産業省説明
	同
	同

< 休息 12:00 ~ 13:00 >

消費者からの苦情相談の活用 [ 4 施策 ] ・ ・ ・ 13:00 ~ 13:30

施策番号	説明省庁
33	内閣府、法務省説明
34	内閣府説明
35	同
36	同

環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進 [ 4 施策 ]

・ ・ ・ 13:30 ~ 13:45

施策番号	説明省庁
29	経済産業省説明
30	環境省説明
31	同
32	同

学校や社会教育施策における消費者教育の推進 [ 5 施策 ]

・ ・ ・ 13:45 ~ 14:15

施策番号	説明省庁
24	内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会説明

25	内閣府説明
26	同
27	内閣府、文部科学省説明
28	内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会説明

緊要な消費者トラブルへの対応 [ 9 施策 ] ・ ・ ・ 14 : 15 ~ 14 : 45

施策番号	説明省庁
37	警察庁説明
38	金融庁説明
39	総務省説明
40	金融庁、警察庁説明
41	同
42	警察庁、総務省、経済産業省説明
43	国土交通省説明
44	同
45	経済産業省説明

リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進 [ 3 施策 ]

・ ・ ・ 14 : 45 ~ 15 : 00

施策番号	説明省庁
~	食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省説明

内閣府国民生活局消費者企画課

担当：齊藤 あて

FAX:3581-9935

国民生活審議会第7回消費者政策部会第への説明者等登録について

標記部会の説明者、随行者の登録につき、お手数ですが、施策別にこの様式に御記入の上、4月24日(火)12:00までに御回答をメール又はFAXにて、上記担当者まで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、説明はしないものの、委員からの質問への対応等で御出席される場合には、随行者のところに記入してください。

省庁名【 \_\_\_\_\_ 】

施策名【 \_\_\_\_\_ 】

施策番号【 \_\_\_\_\_ 】

説明者

説明者の氏名 \_\_\_\_\_ (電話番号: \_\_\_\_\_ )

説明者の役職 \_\_\_\_\_

随行者

随行者の氏名 \_\_\_\_\_ (電話番号: \_\_\_\_\_ )

随行者の役職 \_\_\_\_\_

随行者

随行者の氏名 \_\_\_\_\_ (電話番号: \_\_\_\_\_ )

随行者の役職 \_\_\_\_\_

平成 19 年度における消費者基本計画の検証・評価・監視の審議対象及び担当委員

9つの重点(合計45の具体的施策)

リコール制度の強化・拡充【3施策】

リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進【3施策】

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進【3施策】

分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり【12施策】

消費者団体訴訟制度の導入【2施策】

学校や社会教育施設における消費者教育の推進【5施策】

環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進【4施策】

消費者からの苦情相談の活用【4施策】

緊要な消費者トラブルへの対応【9施策】

以下、審議対象施策及び担当委員の詳細

グレー網かけの施策は、第1回目の検証・評価・監視の結果、当初の計画に付加されたもの  
担当委員欄に委員名記載のないものは、プレゼンテーションの対象とはならない施策

リコール制度の強化・拡充【3施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
	消費者が容易に製品の回収措置に関する情報を入手できるよう、社告等を一覧できるポータルサイトのあり方について検討する。	内閣府、関係省庁、国民生活センター	平成 18 年度までに一定の結論を得る。	芝原委員
	自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。	国土交通省	平成 18 年度以降継続的に実施する。	芝原委員
	消費生活用製品(電気製品等を含む)に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化する。 ア.事業者からの報告、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。 イ.収集した事故情報の分析体制の強化、重大な危害が発生する危険がある場合等における迅速な対応、事故情報や製品回収の進捗状況の公表等、収集した情報に基づき製品事故を防止する。	経済産業省	ア.平成 18 年度に一定の結論を得る。 イ.平成 18 年度	品川委員

リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進【3施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
	消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する。	食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省	平成 17 年度以降継続的に実施する。 その実施状況については毎年公表する。	
	欧米諸国の最新の事例について調査するとともに、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。 また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成を図り、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。	食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省	平成 17 年度以降継続的に実施する。	
	参加対象者の関心に応じた意見交換会の開催、消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する。	食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省	平成 18 年度に策定する。	

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進【3施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
	生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大に向けた検討を行う。	農林水産省	農産物については平成17年度、一部の加工食品については平成18年度に規格を制定する。	
	牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、生産から流通の各段階で牛の個体情報を正確に伝達するため、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛個体識別情報の届出、牛肉への個体識別番号等の表示の検査・指導、DNA鑑定による表示内容の確認等を実施する。	農林水産省	平成17年度以降継続的に実施する。	
	生産情報公表JAS規格を普及・定着させるため、消費者や事業者の理解の増進を図る。	農林水産省	平成18年度	

分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり【12施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。	公正取引委員会	平成17年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。	原委員
	特定商取引法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。	経済産業省 関係省庁	平成17年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。	原委員
	消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成16年1月施行の新貸金業規制法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の観点から検討する。	金融庁 経済産業省 関係省庁	平成17年度以降継続的に検討する。	山口委員
	通信販売及び電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲等について検討する。	経済産業省、 関係省庁	平成18年度までに一定の結論を得る。	長田委員
	「金融商品取引法」が公布の日(平成18年6月14日)から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑な施行に向けて準備を進める。	金融庁	平成18年度	原委員
	海外商品先物取引については、「海外商品先物取引法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視するとともに、今後の消費者トラブルの推移を見極め、海外商品先物オプション取引を含め、委託者保護のための方策について検討する。	経済産業省、 農林水産省	平成18年度	原委員
	貸金業制度等に関し、金利規制のあり方、過剰貸付けの防止、契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進める。	金融庁、法務省	平成18年度	山口委員
	クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人情報情報機関の適切な活用等について検討を進める。	経済産業省	平成18年度以降継続的に検討する。	山口委員
	悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役割の是非について検討する	経済産業省	平成18年度以降継続的に検討する。	山口委員
	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。	総務省	平成18年度以降継続的に実施する。	長田委員
	インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保を図るため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視する。	経済産業省	平成18年度	宮川委員

21	インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決を支援する民間機関に対して、実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行う。	経済産業省	平成 18 年度	宮川委員
----	---	-------	----------	------

### 消費者団体訴訟制度の導入【2施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
22	「消費者契約法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 7 日から施行されることから、政令、内閣府令、審査基準等の整備や制度の周知徹底など、消費者団体訴訟制度の円滑な導入に向けて準備を進める。	内閣府	平成 18 年度	
23	特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める。	経済産業省	平成 18 年度	

### 学校や社会教育施設における消費者教育の推進【5施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
24	学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。 また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。	内閣府、文部科学省、関係省庁、国民生活センター	平成 17 年度以降継続的に教材等を作成する。	東委員
25	各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。	内閣府、文部科学省、関係省庁	基本方針について平成 18 年度までに一定の結論を得る。	東委員
26	消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達成するため、具体的にどのような場でのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討する。	内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会	平成 18 年度	東委員
27	内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。	内閣府、文部科学省	平成 18 年度	御船委員
28	消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。	内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会	平成 18 年度以降継続的に実施する。	御船委員

### 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進【4施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
29	既存の環境ラベルに関し、以下の取組みを実施する。 ・製品・サービスの環境負荷をLCA(ライフサイクル・アセスメント)手法によって分析し情報提供する環境ラベルへの参加事業者・対象製品の拡大 ・「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器の拡大 ・「国際エネルギースター・プログラム」の新規登録事業者・登録機種種の拡大	経済産業省	平成 17 年度以降継続的に実施する。	
30	身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。	環境省 関係省庁	平成 17 年度以降継続的に実施する。	

31	地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化する。	環境省、 関係省庁	平成 18 年度以降 継続的に実施す る。	
32	身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する	環境省、 関係省庁	平成 18 年度に一 定の結論を得る。	

#### 消費者からの苦情相談の活用【4施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
33	消費生活センターで処理が困難な案件が円滑に解決されるよう、総合法律支援構想の具体化を踏まえつつ、消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方を検討する。また、消費者に対して有効なサービスを提供するため、国、地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方について検討する。	内閣府、法務省、 関係省庁、国民生 活センター、日本 司法支援センター	平成 18 年度まで に一定の結論を 得る。	野村委員
34	国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を整備し、関係国の執行機関との間で情報を共有する。あわせて、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携を図る。	内閣府 関係省庁	平成 17 年度に整 備し、平成 18 年 度より運用を開始 する。	野村委員
35	国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する。	内閣府、関係省 庁、国民生活セン ター	平成 18 年度以降 継続的に実施す る。	大河内委員
36	消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者やその家族、日頃から高齢者に接している周りの方々へ迅速に届ける。	内閣府、厚生労働 省、経済産業省、 国土交通省、国民 生活センター	平成 18 年度に実 施する。	大河内委員

#### 緊要な消費者トラブルへの対応【9施策】

番号	具体的施策	担当省庁	実施時期	担当委員
37	「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを強力に推進する。	警察庁	平成 18 年度	
38	預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供するとともに、当該提供件数について四半期毎にとりまとめ公表する。	金融庁	平成 18 年度	
39	「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の適切な運用が図られるよう、事業者からの相談対応等の必要な措置を講ずる。	総務省	平成 18 年度	
40	未公開株等高い収益を謳い文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、被害の未然防止及び拡大防止のための措置を引き続き講ずる。	金融庁、警察庁	平成 18 年度	
41	キャッシュカード利用者へのカード管理上の注意喚起を図るとともに、各種の手口に対応した防止策を促進する。また、想定されるリスク等に対する対策についてその有効性を検証し、ATMのセキュリティ強化のための検討を行う。	金融庁、警察庁	平成 18 年度に一 定の結論を得る。	
42	フィッシングについて、技術的な対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。また、フィッシングに係る取締りを推進する。	警察庁、総務省、 経済産業省	平成 18 年度以降 継続的に実施す る。	
43	耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼に応えるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講じる。	国土交通省	平成 18 年度	
44	エレベーター事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	国土交通省	平成 18 年度	
45	ガス関係機器の事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	経済産業省	平成 18 年度	

## その他

今回の作業に当たり、本部会で議論すべき分野として、「**食品の安全性**」があり、**早川委員**がプレゼンテーションを担当する。